

令和3年 第17回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

議案第82号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票立会人
の変更に関する専決処分の承認を求めることについて

議案第83号 選挙人名簿から抹消する者について

2 その他

今後の委員会開催予定日時について

- ・令和3年11月19日（金）午前10時00分～
- ・令和3年12月1日（水）午前10時00分～
- ・令和4年1月20日（木）午前10時00分～

議案第82号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票立会人の変更に関する専決処分の承認を求めることについて

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票立会人の変更について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年10月31日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

専決第8号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票立会人の変更について

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における南区の投票区の投票立会人を次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年10月30日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・ 議決 公職選挙法第38条第1項の規定による。

議案第83号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和3年10月31日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 死亡により抹消する者の数
116人
- 2 市外へ転出後4箇月を経過したことにより抹消する者の数
181人
- 3 抹消する者の氏名等
抹消者名簿のとおり
- 4 抹消年月日
令和3年10月31日

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年 法律第100号) **※略文**

(登録の抹消)

第28条 選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。

- 一 死亡、日本国籍喪失を知ったとき。
- 二 当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過したとき。 外

